

**平成30年度
震災伝承施設基本計画策定業務**

企画提案実施要領

**平成30年7月
南三陸町企画課**

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、南三陸町（以下「町」という。）が実施する「平成30年度震災伝承施設基本計画策定業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

（1） 業務件名及び数量

平成30年度震災伝承施設基本計画策定業務 一式

（2） 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

（3） 委託期間

委託契約締結の日から平成31年2月28日まで

（4） 委託料の上限額

4,500千円（税込）

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画提案参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、町から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたいうえで参加するものとし、町との契約の当事者は当該代表者とする。

[参加資格の要件]

- （1） 本業務の実施について、町の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていることを前提に、県内に本・支店、営業所等を有していること。
- （2） 過去5年間に官公庁が発注する本業務に類似した業務を受注した実績を有していること。
- （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （5） 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （6） 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、町は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があります。

(7) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画提案手続き等に関する事項

(1) 提出及び問合せ先

南三陸町企画課（南三陸町役場 2 階）

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 1 0 1 番地

電 話 0226-46-1371

F A X 0226-46-5348

M a i l plan-ict@town.minamisanriku.miyagi.jp

(2) 参加資格の確認

参加者は、以下の参加資格確認申請書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

次のとおり。なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ【様式 1-3】を提出すること。

- ① 【様式 1-2】 参加資格確認申請書
- ② 【様式 1-3】 会社概要及び過去 5 年間の類似業務受注実績
※パンフレット等可
- ③ 【様式 1-4】 受付票
- ④ 定款又は会則及び最新の総会議事録
- ⑤ 直近の事業年度の事業及び収支が分かる資料（決算書等）
- ⑥ 現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 参加資格確認結果の通知用封筒（長型 3 号封筒に参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、82 円分の切手を貼付したもの）
- ⑧ 法人税、事業税等を滞納していないことの証明書

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出期限

平成 30 年 7 月 27 日（金）【必着】

エ 提出先及び提出方法

- ① 上記「(1) 提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。
- ② 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に直接提出すること。
- ③ 郵送の場合は、期限までに必着のこと。

オ 確認結果

平成 30 年 8 月 10 日（金）までに文書により通知する。

カ 留意事項

- ① 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかつ

た者は、企画提案に参加することができないものとする。

- ② 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(3) 企画提案参加にあたっての留意事項

参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(4) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格が認められなかった者は、町長に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

平成30年8月17日（金）〔必着〕

イ 提出先及び提出方法

- ① 上記「(1)提出及び問合せ先」まで持参により提出すること。
② 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。

ウ 回答

平成30年8月24日（金）までに文書により回答する。

(6) 業務仕様書に関する質問の受付・回答

業務仕様書等に関する質問は、次により受け付ける。

ア 受付期間

平成30年8月22日（水）午後5時まで

イ 受付場所

上記「(1)提出及び問合せ先」に同じ。

ウ 提出方法

【様式1-1】「業務仕様書等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はFAXにより提出するものとする。

エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、全ての参加者へ電子メール及びFAXにより回答する。

オ 回答期日

平成30年8月24日（金）

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を以下により、提出するものとする。

ア 提出書類

資料2「業務仕様書」で定める書類

イ 提出部数

各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

ウ 提出期限

平成 30 年 8 月 31 日（金）〔必着〕

エ 提出先及び提出方法

- ① 上記「(1) 提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。
- ② 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に直接提出すること。
- ③ 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書等在中」の旨を朱書きし、期限までに必着のこと。

オ 留意事項

- ① 参加者 1 者につき 1 提案とする。また、企画提案書等は、提出後の内容変更等は認めない。
- ② 提案に係る費用の総額は、上記「1 本業務の概要」(4)の委託料の上限額を超えないものとする。

(8) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(9) 企画提案への不参加

ア 辞退届の提出

上記「(2) 参加資格の確認」の結果、参加資格を有すると認められた者が、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに、【様式 1-5】「プロポーザル参加辞退届」を、上記「(1) 提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。

イ 留意事項

プロポーザル参加辞退届の提出により企画提案に参加しなかった者は、これを理由として、以降、町が実施する他の企画提案等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、プロポーザル審査委員会において行うものとする。
なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とならないものとする。

(2) 審査委員会の開催

ア 開催日時（予定）

9 月上旬（別途通知）

イ 開催場所（予定）

南三陸町役場 2 階 会議室

ウ 開催方法等

- ① 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに対し実施する。
- ② プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
- ③ ビデオ・プロジェクター等の機材を使用する場合は事前に連絡すること。この場合の機材は、プロジェクターのみ町が準備することとし、その他の機材については、参加者が準備することを原則とする。
- ④ プレゼンテーションの順番については、上記「3 企画提案手続き等に関する事項」（2）に掲げる書類の提出があった順とする。
- ⑤ プレゼンテーションの時間は、1 者あたり 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）とする。

（3） 受託候補者の決定

ア 町は、プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、各参加者に郵送により文書で通知する。

ウ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約交渉を行う。

5 契約に関する事項

（1） 契約書作成の要否

要

（2） 契約保証金

南三陸町財務規則（平成 17 年南三陸町規則第 32 号）により判断する。

（3） 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書とあわせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、町と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加し、変更し又は削除することがある。

6 公正な企画提案実施の確保

- （1） 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （2） 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- （3） 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- （4） 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公

正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が町に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- イ 提出書類は返却しないものとする。
- ウ 提出書類は公表しないものとする。
- エ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 企画提案参加に要する経費について

企画提案参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 企画提案スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|--------------|
| ア 企画提案実施要領等の公表 | 7月 9日（月） |
| イ 参加資格確認申請書類提出期限 | 7月27日（金） |
| ウ 参加資格確認結果の通知 | 8月10日（金） |
| エ 参加資格が認められなかった事の説明の求め | 8月17日（金） |
| オ 参加資格が認められなかった事の説明 | 8月24日（金） |
| カ 質問票の提出期限 | 8月22日（水） |
| キ 質問に対する最終回答 | 8月24日（金） |
| ク 企画提案書等の提出期限 | 8月31日（金） |
| ケ プロポーザル審査委員会での審査（予定） | 9月上旬（別途通知） |
| コ 企画提案結果通知（予定） | 9月中旬（別途通知） |
| サ 契約締結（予定） | 9月下旬以降（別途通知） |